

# 令和8年度与論町情報発信・交流事業業務委託 募集要項

## 1 事業の趣旨・目的

本事業は、地域における子育て世帯の孤立防止及び子育て支援情報の円滑な提供を目的とし、ICT（LINE公式アカウント等）を活用した情報発信を行うとともに、子育て世帯及び地域住民が交流できる機会を創出するイベント等を実施するものである。行政施策、地域資源、民間・住民主体の取組を一体的に周知し、地域全体で子育てを支える基盤づくりを推進することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度与論町情報発信・交流事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙特記仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 選定方法 一般競争入札
- (5) 担当所属及び  
問い合わせ先 〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花1491番地  
与論町役場こども未来課 ([TEL:0997-97-2792](tel:0997-97-2792))

## 3 参加資格

本件における参加資格は、次に定める内容をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (3) 与論町暴力団排除条例（平成24年与論町条例第22号）第2条第1号又は第4号の規定に該当する者でないこと。

## 4 入札実施の手続

### (1) 実施スケジュール

- 令和8年6月17日（水）与論町ホームページにて公募開始
- 令和8年6月24日（水）17：00 質問受付〆切
- 令和8年6月26日（金）17：00 質問に対する回答を与論町ホームページに公開
- 令和8年7月3日（金）17：00 入札参加申込書受付〆切
- 令和8年7月24日（金）17：00 入札書の提出〆切
- 令和8年7月下旬ごろ 委託契約締結

### (2) 募集要項等の配布

与論町ホームページからダウンロードすること。

※URL：<https://www.yoron.jp/>

### (3) 質疑・回答

入札に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により電子メールで提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和8年6月24日（水）17時00分まで

イ 提出先：E-mail：[kodomo-mi@yoron.jp](mailto:kodomo-mi@yoron.jp)

与論町役場こども未来課 宛

ウ 回答掲載：令和8年6月26日（金）17時00分\_\_与論町ホームページに公開

### (4) 参加申込書の提出

本入札への参加を希望する者は、入札参加申込書（別記様式2）を作成し、電子メールで提出すること。

ア 提出期限：令和8年7月3日（金）17時00分

※提出期限後に到着したメールは無効とする。

イ 提出先：E-mail：[kodomo-mi@yoron.jp](mailto:kodomo-mi@yoron.jp)

与論町役場こども未来課 宛

### (5) 入札書の提出

参加申込書の提出後、仕様書及び以下のア～ウに基づいて入札書を作成し、下記の方法により提出すること。

ア 提出方法：郵送

※郵便入札における留意事項のお知らせ（与論町）に基づき提出

イ 提出期限：令和8年7月24日（金）17時00分必着

※提出期限後に到着した場合は無効とする。

ウ 提出先：E-mail：[kodomo-mi@yoron.jp](mailto:kodomo-mi@yoron.jp)

与論町役場こども未来課 宛

（住所：〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花1491番地）

## 5 入札の無効及び失格に関する事項

- (1) 与論町契約規則第2条第1項第9号に該当する入札
- (2) 入札参加資格の要件を満たしていない者による入札
- (3) 予定価格を上回る入札

## 6 入札保証金に関する事項

免除

## 7 最低制限価格の設定の有無

無

## 8 落札者の決定

有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最高価格が同額の場合はくじ引きにより決定するものとする。

## 9 契約書の案の提出に関する事項

落札者は、契約書（案）を5日以内に提出するものとする。

## 10 契約保証金に関する事項

免除

### 1 1 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、与論町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

#### (2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、与論町個人情報保護条例（平成17年与論町条例第2号）、与論町個人情報保護条例施行規則（平成17年与論町規則第16号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

#### (3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても、同様とする。

### 1 2 業務の継続が困難となった場合の措置

与論町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

#### (1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、与論町は、契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。この場合、与論町に損害を与えたときは、その損害に該当する額を、受託者が賠償するものとする。

#### (2) その他の事由による場合

天災その他、与論町及び受託者双方の責めによらない事由により、業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、与論町の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、与論町は、当該部分について委託料の支払いを免れるものとする。